

後期高齢者医療保険料改定のお知らせ

平成30・31年度の保険料、賦課限度額及び均等割額軽減の基準額が変わります。

1 保険料（年額）について

被保険者の皆様から納めていただく保険料は、2年ごとに見直すことになっています。平成30・31年度の保険料は、次の表のとおり引き下げることになりました。

	平成30・31年度（新）	平成28・29年度（旧）
所得割率	8.67%	8.80%
均等割額	45,800円	46,800円

2 賦課限度額（年額）について

「高齢者の医療の確保に関する法律施行令」の改正に伴い、平成30年度から保険料の賦課限度額が57万円から62万円に引き上げられます。

	平成30・31年度（新）	平成28・29年度（旧）
賦課限度額	62万円	57万円

3 均等割額の軽減の拡大について

所得の低い方の均等割額5割・2割軽減の対象となる基準額が拡大されます。

	平成30・31年度（新）	平成28・29年度（旧）
5割軽減	33万円+ (27万5千円×被保険者数)以下	33万円+ (27万円×被保険者数)以下
2割軽減	33万円+ (50万円×被保険者数)以下	33万円+ (49万円×被保険者数)以下

※軽減判定の金額は、同一世帯の被保険者と世帯主の前年の総所得金額等の合計額で判定します。

※総所得金額等とは、年金所得、給与所得、事業所得などの所得及び退職所得以外の分離所得の合計額をいいます。

4 保険料の計算方法について

年間の保険料額は、次の方法で計算して個人ごとに決まります。

$$\text{年間保険料 (限度額 62万円)} = \text{均等割額 45,800円} + \text{所得割額 (前年中の総所得金額等 - 基礎控除額 33万円) \times 8.67\% (所得割率)}$$

※均等割額・所得割率は引き下げとなりますが、所得が増加した場合や軽減特例の見直しにより、保険料が増額になる場合があります。詳細は次項のとおりです。

平成30年度の年間保険料は、平成29年中の所得状況等に基づいて7月に決定しお知らせします。

5 保険料の軽減特例の見直しについて

保険料の軽減特例が、下記のとおり見直されます。この見直しにより、一部被保険者の方は、保険料が増額となる場合があります。

● 所得割額の軽減特例措置の見直し

所得割額を負担する方のうち、※年収約153万円から約211万円までの方の所得割軽減は、平成29年度は2割軽減でしたが、平成30年度は軽減なしとなります。

※年金収入のみの場合（所得の種類で異なります。）

	平成30年度（新）	平成29年度（旧）
所得割額	軽減なし	2割軽減

● 被用者保険の被扶養者だった方の軽減特例措置の見直し

後期高齢者医療制度の加入時に健康保険等（国民健康保険・国民健康保険組合は除く）の被扶養者だった方は、平成29年度の均等割額は7割軽減でしたが、平成30年度は5割軽減となります。

	平成30年度（新）	平成29年度（旧）
均等割額	5割軽減	7割軽減

※世帯内の被保険者と世帯主の前年の総所得金額等の合計によっては、低所得者に対する軽減措置（9割軽減又は8.5割軽減）が適用されることがあります。